



平成22年9月定例会

平成22年度一般会計補正予算など14議案を可決

平成22年9月定例会は、9月7日に開会し、30日まで24日間の会期で開催されました。田辺市火災予防条例の一部改正をはじめ、平成22年度一般会計・特別会計等の補正予算など、市長提出議案14件をすべて原案のとおり可決しました。このほか、市長専決処分事項の報告を承認し、平成21年度財団法人龍神村開発公社の決算等3件の報告を受けました。

なお、平成21年度一般会計及び各種会計歳入歳出決算議案22件については、閉会中の継続審査としました。

また、9月16、17、21日の3日間にわたり、12人の議員が一般質問を行いました。

【目次】

- 議決結果の一覧・・・P1～2
- 一般質問の要旨・・・P2～5
- 行政視察報告・・・P6～7
- 議会活動日誌・・・P8



議決結果の一覧



条例(可決3件)

- 田辺市火災予防条例の一部改正について
住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、複合型居住施設における住宅用防災機器の設置免除基準を定めるため改正するもの。

- 田辺市手数料条例の一部改正について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料を引き下げるため改正するもの。

- 田辺市営住宅条例の一部改正について
下川下団地を廃止するため改正するもの。

補正予算(可決8件)

※金額は補正後の額

- 平成二十二年度田辺市一般会

計補正予算(第六号)

四百四億五三九三万六千円

- 平成二十二年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)
一一〇億三六〇六万一千円

- 平成二十二年度田辺市老人保健特別会計補正予算(第一号)
一三五九万四千円

- 平成二十二年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)
一六億七五八七万七千円

- 平成二十二年度田辺市介護保険特別会計補正予算(第一号)
七九億一八八万二千元

- 平成二十二年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)
三億六五七一万三千円

- 平成二十二年度田辺市水道事業会計補正予算(第一号)
二二億四四四三万三千元

●平成二十二年田辺市一般会
計補正予算（第七号）
四百四億七六二八万六千円

その他議案（可決三件）

●物品購入契約の締結について
田辺市大塔三川診療所及び田
辺市大塔富里診療所に設置す
る、据置型デジタル式汎用X
線透視診断装置の購入契約を
締結するもの。

●民事調停の申立てについて
市営住宅の家賃滞納者及び連
帯保証人並びに退去者に対し、
家賃の支払いを求める民事調
停を申し立てるもの。

●田辺市過疎地域自立促進計画
の策定について
過疎地域自立促進特別措置法
の有効期限が延長されたこと
にともない、本市における平
成二十二年度から平成二十七
年度までの過疎地域自立促進
計画を策定するもの。

承認（一件）

●専決処分事項について
平成二十二年度田辺市一般会
計補正予算（第五号）

報告（二件）

●専決処分事項の報告について
損害賠償（二件）の額を定め、
和解することについて専決処
分したものを。

●平成二十一年度財団法人龍神
村開発公社の決算報告につい
て

●平成二十一年度有限会社龍神
温泉元湯の決算報告について
以上二件は、市の出資団体の
平成二十一年度の事業及び決
算について報告するもの。



一般質問と答弁の要旨



介護保険制度について

問 介護サービス提供基盤の整
備状況は

答 平成二十二年三月末におけ
る本市の施設待機者数は
三百二十九名にのぼり、施設整
備の重要性については十分に認
識しています。

平成二十一年度から二十三年
度までを計画期間とした、「わか
かやま長寿プラン二〇〇九」で
は、田辺・西牟婁保健福祉圏域
で、特別養護老人ホーム五十
床、介護老人保健施設百十四床
を増床目標として掲げていま

す。さらに、「田辺市長寿プラ
ン二〇〇九」におきましても、
認知症対応型グループホーム
五十四床の増床を整備目標に、
施設等への入所待機者の減少に
向けて取り組みを進めています。
このうち、介護老人保健施設
は、既に市内への建設が予定さ
れており、特別養護老人ホーム
についても、市内に建設できる
よう、県に対し事業者の推薦を
行うなど、施設サービス提供基
盤の充実に努めています。また、
認知症対応型グループホームの
整備については、既に五十四床
の整備が完了し、さらに次期
計画期間で必要と見込まれる
五十四床を前倒して今年度中に

整備できる見込みとなっていま
す。
今回の施設整備により、入所
待機者数は軽減されると考えて
おりますが、次期計画を策定す
るための実態把握、需要把握の
結果、国の動向等も踏まえて、
必要な介護サービス提供基盤の
整備を進めてまいりたいと考え
ています。



**保育園（所）の
施設整備について**

問 保育所の園庭を芝生化して
はどうか

答 現在、保育所の園庭には子
供たちが外で元気いっぱい
に遊べる場所として、広場や、
ブランコ、滑り台などの遊具や
砂場を設置しています。特に広
場では、土のふれあいという
ことで、夏場にはどろんこ遊び
を取り入れています。また菜園
を確保し、食育の観点からサツ
マイモなどを育て、園児たちが
遊びながら学べる保育が行える

よう努めています。
実際に芝生化した小学校では、
外で遊ぶ機会がふえることで運
動量も多くなり、肥満傾向の児
童が減ったり、休日には幼児か
らご年配の方々までが広く利用
できる憩いの場となっているほ
か、芝生の管理面においても、
学校と地域関係者が協働、連携
して行うなど、地域コミュニティ
の活性化が図られていると伺っ
ています。また、他府県でモデ
ル的に実施された例では、小学
校同様、幼児の成長にとってよ
い結果が出ているようです。一
方では、芝刈り機や散水設備等
の整備や散水用の水の問題など、
年間の維持管理費や芝の管理体
制をどうするかといった課題も
あります。

保育園での芝生化実施に当
たっては、保育年齢別の保育計
画や、芝生化で見込まれる効果
を十分吟味するとともに、地域
や保護者会の皆様と十分協議し
ながら、検討を進めてまいりた
いと考えています。



梅産業について

問 梅産業の方向性と市の取り組みは

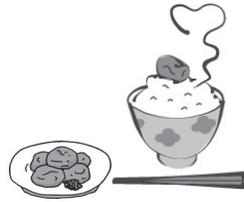
答 梅の生産、加工、販売に係る、いわゆる梅産業は、これまで本市のみならず、当地域の経済を支えてきた一番の産業であると考えています。

農業関連業種だけでなく、タクシー製造や広告業、さらには運送業など関連する業種は幅広く、大変裾野が広い産業であります。このように地域経済と雇用に対する役割が大きく、周辺町村も含め、今後とも産業の中核をなし、住民の暮らしにも大きな影響を及ぼすものと考えています。

今後の梅産業の振興には、消費促進と新しい需要の創出が重要と考え、紀州田辺うめ振興協議会では、消費宣伝と販売促進の活動を最重点に取り組んでおり、紀州梅の会でも梅の日の行事や品質向上対策など、紀州梅のブランド向上と消費宣伝活動を行っています。

さらに今年度は、毎日梅干を食べ、そのよさを実感し、成果を情報発信するという試みから、「梅干を食べようプロジェクト」を実施しました。アンケートによ

ると、体重等の減少や疲労回復効果など、この実践により食生活が見直され、健康増進が図られたというコメントが多く寄せられています。梅の医学的効能については、専門機関で研究が進められているところではあります。市としても、産地ならではの特徴ある取り組みを実践し、「田辺の梅」の宣伝に努めてまいりたいと考えています。



鳥獣害防止対策について

問 鳥獣害対策に対する考えは

答 野生鳥獣による農作物被害については、依然として全国的に深刻な課題であり、本市も例外ではなく、被害金額や件数、捕獲頭数についても高い数値で推移しています。

鳥獣害防止対策事業は、昨年度まで行政局管内を対象に実施

していましたが、市街地にまで鳥獣が出没し、全市的に被害が増加していることから、今年度から全市域に対象範囲を拡大し、防護柵等の資材に補助金を交付する「鳥獣害防止対策事業費補助金」と、被害を抑えるための捕獲に対して奨励を行う「有害鳥獣捕獲事業費補助金」を交付しています。また、イノシシ、シカ、アライグマの捕獲檻を購入し、狩猟者等に貸与しているほか、捕獲した鳥獣の有効活用と、捕獲意欲を喚起することを目的に、「ジビエ料理」の研究や食肉処理施設の検討を行っています。

鳥獣被害の増加は、農家の農業生産意欲の衰退、耕作放棄地の増加につながるなど、深刻な問題であることは十分認識しており、今後も、先進地における取り組みや、県、周辺市町村と連携した広域的な対応策など、有効な手法を研究して取り組んでまいります。



農地の貸し借りについて

問 円滑な農用地利用のための対応は

答 農業経営基盤強化促進法による農用地の利用集積、いわゆる農地の貸し借りについては、関係権利者が利用権の設定について同意したものを取りまとめ、農業委員会の決定を経て公告すれば権利設定の効果が生ずるといふものです。

この制度による農地の貸借は、農地法による農地の貸借と異なり、契約期間満了時、契約更新をしない旨の通知をしなければ、契約が自動的に更新されてしまう「貸借の法的更新」が適用されないことになっており、当初の契約期限が来れば、離作料を支払うことなく農地を返してもらえるため、農地法による農地の貸借に比べ、より農業者の方にとって利用しやすい制度となっております。

本市における利用権設定状況は、平成二十二年三月時点での契約中の農地は、一〇八七ヘクタールで、県全体の約一割といった状況です。今後は、農用地の利用集積による農用地の流動化

について、引き続き推進を図るとともに、関係権利者間での権利紛争が発生しないよう、事前に十分な制度の周知、説明の徹底に努めてまいります。



景気対策の取り組みについて

問 販路拡大事業の現況と今後の取り組みは

答 本市の農林水産物などの地域産品の商品化やブランド化を推進するため、物流取引の構築を目指して取り組んできました。

地域産品を発掘し、商品化から商談、取引へと続く仕組みを構築するため、田辺市地域ブランド推進協議会を母体に、生産者や事業者への情報提供のほか、都市部への情報発信や商談会への積極的な参加など、外貨獲得に向けた取り組みを展開しており、地域の実益増にも結びつい

てきています。

現在は、県東京事務所や県庁食品流通課と連携し、首都圏や関西の都市部におけるホテル、外食産業への商品提案を展開しており、商談件数も徐々に増加傾向にあります。

また、特用林産物や水産物においては、量販店と直接取引を展開することで、農家や漁業者の実益が増加してきていることから、今後も官民共同の活動によって、生産者の収入増につなげてまいりたいと考えています。



新庄総合公園を 市民でつくる 花公園に

問 植樹祭を契機に市民参加による花公園の促進を

答 新庄総合公園は、年間約十五万人の利用者があり、

花の季節には、散策したり写真撮影される方々なども多く見かけます。

公園における市民参加の目的は、多様化、高度化する公園のニーズに対し、市民参加を進めることで、利用しやすく魅力ある公園づくりや公園の活性化を図ることができ、さらに、参加や協働等の活動を通じ、コミュニティの醸成等へつながっていくものと考えています。

新庄総合公園の花々は、直営管理と、NPO団体に管理をお願いしている箇所があり、苗の植栽時には、学校の課外活動の一環として児童生徒の皆様が来られたり、環境美化団体の皆様に参加されたりと、一般市民の方々にもお手伝いをいただいで、植栽を通じた交流が盛んに行われています。

来年度には、新庄総合公園を主会場に、「第六十二回全国植樹祭」が開催されることが決定しており、市民の皆様に参加いただいた花いっぱい公園として、参加される方々をお迎えしたいと考えています。また、植樹祭での市民参加を契機に、市民の皆様との活動を進め、さらに公園を発展させていくべく、より一層の啓発に努めてまいりたいと考えています。

就学援助制度について



問 所得基準をわかりやすく公開しては

答 就学援助制度の所得基準については、認定の可否が、所得だけでなく本人の申立てや校長の意見等を含めて、教育委員会が総合的に審査し決定しているため、ホームページでは具体的な基準を公開していません。

就学援助制度については、各学校が保護者に対し、新入児童の説明会や家庭訪問等で周知を図っており、保護者自らの希望により申し出る場合はもちろん、児童生徒の生活状況のほか、給食費や学級費等の納付が滞りがちになるといった様子が見られる場合には、学校側から保護者に就学援助を申請するよう勧めるなど、困窮家庭はもれなく支援するよう努めています。

全国的にも援助の認定は年々ふえ続けており、認定基準を厳しくしたり、援助単価を切り下げたりする市町村がふえている中で、本市では認定基準、援助単価とも維持しています。



奨学金制度の 拡充について

問 入学一時金制度の創設を

答 奨学金制度は、教育の機会均等に資するため、勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由によって就学が困難な方に対して奨学金を無利子で貸与する制度で、大学生等には月額三万円、高校生等には月額一万円の奨学金を貸与しており、平成二十二年八月末現在で、延べ百五十三名の方にご利用いただいています。

平成十八年度には、より多くの方に奨学金が貸与できるよう、所得基準の緩和策を講じていますが、県や日本大学生支援機構、また大学独自においても同様の奨学金制度が実施されており、貸与制度の選択肢が複数あることや、高校授業料の無償化などから、本年度からの新たな貸与者は例年に比べて少ない状況となっております。

さらに、文部科学省においては昨年度から高校生等の生徒を持つ低所得者層の世帯に対する給付型奨学金制度を新設する方針が打ち出され、来年度からの制度実施に向けて検討が進められています。

このような状況を踏まえて、現行の奨学金制度について、市民ニーズや有効性、効率性等の観点から検証し、よりよい奨学金制度として制度の見直しを図っていききたいと考えており、大学等への入学一時金等についても併せて検討を進めてまいります。



学校給食について

問 残食率を減らす取り組みは

答 学校給食の残食については季節や献立により大きく変動しますが、城山台学校給食センターでは平均一日に二百五十キログラム程度、残食率にして概算で八%から九%程度と思われま

す。献立内容としては、リクエスト給食や、行事食、食育のテーマ設定をした食育献立などを実施し、行事等の歴史や意味、食品の栄養価など、学校での指導に生かせる資料を作成するなど、子供たちが食べ物に対して、興味や関心を持てるよう、学校での指導と関連づけた取り組みを行っています。また、文部科学省で定められた栄養価の確保を基本に、季節等にに応じて量や内容の調整をして実施しています。一方で、子供の嗜好の偏りをなくす配慮も必要のため、子供が喜ぶ献立ばかりを出すのではなく、伝統的な煮物料理やあえものなど、継承していきたい料理もバランスよく提供し、家庭で不足しがちな栄養素を、積極的に取り入れるなどの配慮をしながら取り組んでいます。

今後とも、学校給食法に掲げられている目標を踏まえ、安全・安心な学校給食の実施に努め、食べ残しについてもできる限り減らせるよう取り組んでまいります。



市有財産の管理について

問 廃校施設の利活用の考え方について

答 近年、少子化による児童生徒数の減少や市町村合併の影響などから、全国で毎年五百校前後が廃校となっており、本市では、平成十七年の合併以降、九校が廃校し、さらに学校規模の適正化等、学校のあり方について検討を進めていく中で、学校統合による新たな廃校も想定されています。

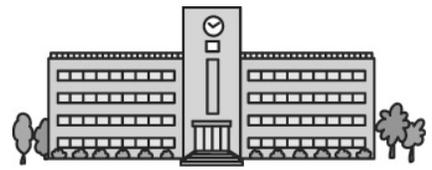
廃校施設は、校舎、体育館といった施設の特異性や広い建築面積、さらに老朽化や耐震性など利活用が制限される施設であります。多額の公的財源を投入して整備された施設であるとともに、地域の皆様方にとつては、地域コミュニティの拠点として親しまれ、愛着の深い施設となっております。それだけに廃校施設の利活用については、地域の皆様方との共通の財産として、積極的に有効活用を図っていくことが必要であると考えています。

廃校施設の有効活用を進めるため、文部科学省では、平成二十年六月に補助金適正化法を改正し、廃校校舎を学校施設以外に転用する場合、財産処分手続の大幅な簡素化、弾力化を図っており、また、本年九月からは廃校施設の情報をホームページを通して公表する取り組みも進められています。今後、廃校施設の利活用については、こうした国の動向について注視していくとともに、地域の皆様方から、まちづくりのための活用策について、ご要望、ご意向をお聞きしながら、地域の実情等に応じた廃校施設の有効活用を努めてまいりたいと考えています。

文里港港湾整備事業について

問 用途変更の実施に係る市の責任は

答 本埋立地は、平成十三年に県から公有水面埋立免許を得た埋立区域であり、文里港の埠頭用地の充足を図るため、背後埠頭と一体となった公共岸壁の整備、木材及び骨材等の建設資材取り扱い岸壁の不足解消、船舶の大型化への対応、また大規模災害時における緊急物資大量輸送に対応する耐震強化岸壁の整備等を目的に整備を進め、平成十九年四月には竣工認可を得ましたが、長引く景気の低迷により、田辺圏域を取り巻く経済情勢が大きく変化しており、



平成十二年度の計画策定時と比較すると、大きく取扱量が減少しています。

このような状況の中、埋立地の利活用について検討を重ねた結果、広場として整備することで、多目的なレクリエーションに活用でき、また、一定規模のオープンスペースを耐震強化岸壁に隣接して確保することにより、大規模災害時の緊急物資の集積、配送拠点として活用するため、用途変更を行うことになりました。

この文里港は、県内でも耐震強化岸壁を備える数少ない港湾の一つであり、近い将来予想される東南海、南海地震などの大規模災害時には、道路網の寸断を想定すると、緊急物資の大量輸送の代替輸送手段となります。市としては、公共事業実施に当たっては、必要性、緊急性等についての検討を十分重ね、事業実施に努めてまいります。



常任委員会行政視察報告

田辺市議会では、各常任委員会が年に一度先進地の視察を行い、日ごろの議会活動に生かしています。

※ 紙面の都合上、各委員会から提出された報告書から、一部抜粋しています。

総務企画委員会

●実施日

平成22年7月28日(水)
 30日(金)

●視察地

青森県八戸市
 宮城県栗原市
 岩手県一関市

●出席委員(7名)

◎安達克典 ○市橋宗行
 佐井昭子 陸平輝昭
 山口進 天野正一
 森 哲男

◎委員長 ○副委員長



八戸市では、「指定管理者制度導入施設のモニタリング制度」及び「地域担当職員制度」について研修を行いました。

「指定管理者制度導入施設のモニタリング制度」は、公の施設を民間業者に委託する指定管理業務の適正確認と改善事項の把握など、施設の管理状況を検証し、さらなる市民サービスの向上を目指すもので、その取り組み及び導入後の状況について説明を受けました。

「地域担当職員制度」は、公民館区ごとに任命した職員が、各

地域の「地域づくり会議」に出席し、地域コミュニティ活動への助言を行うもので、より効率的に情報を共有し、問題解決施策実現等、地域力の向上を目的としていました。

栗原市では、「震災復興及び震災対策」について研修を行いました。平成二十年六月十四日の岩手・宮城内陸地震では、マグニチュード七・二、震度六強を観測し、山の崩壊、地滑り、土石流や土砂ダムの発生により、甚大な被害を受けました。山間部では、道路の寸断等で集落が孤

立し、被害状況の把握や救出活動が困難な中、ヘリコプターの出動が有効であったことから、今後もさらに各地にヘリポートの整備を進めていくとのことでした。

一関市では、「二関ふるさと応援寄付金」及び「コンビニ収納」について研修を行いました。

「ふるさと応援寄付金」は、寄付者の要望により、五つの事業に活用され、また寄付者に対しては、市内宿泊優待券・特産品などの特典を用意しており、首都圏における「ふるさと会」や

「物産展」等において、積極的にPR活動を行っていました。

「コンビニ収納」については、多様化する市民の生活スタイルにあわせ、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税においてコンビニ納付が導入され一・三倍となっているとのことでした。

以上、今回の視察研修を生かし、本市における「市民生活の利便性の向上」及び「震災対策」について、今後さらなる提言を行っていきたいと考えています。

産業建設委員会

●実施日

平成22年8月23日(月)
 25日(水)

●視察地

沖縄県那覇市
 沖縄県国頭村
 沖縄県沖繩市

●出席委員(8名)

◎中本賢治 ○安達幸治
 川崎五一 鈴木太雄
 山本紳次 高垣幸司
 吉田克己 吉本忠義

◎委員長 ○副委員長



那覇市では、「景観再生によるまちづくり」及び「トランジットモールの導入」について研修を行いました。

「景観再生によるまちづくり」では、歴史的・文化的に重要な地域を都市景観条例に基づき、都市景観形成地域として指定し、地元住民で組織された協議会等を中心に、景観再生を市民と行政が協働しながら行うまちづくりを進めており、担当者からそれぞれの景観地域の特色や活動内容、景観基準及び助成制度等について説明を受けました。

また、「トランジットモールの導入」では、商店街の活性化及び高齢者・障害者にやさしいまちづくりを目指して、一般車両を規制し公共交通機関だけが通行できる「トランジットモール」を平成十九年四月から本格導入しており、担当者から、トランジットモール導入における効果及び社会実験の実施結果並びに商店街への誘客効果を高める施策等について説明を受けました。

国頭村では、「観光施策」について研修を行い、担当者から、若者層を中心とした人口の流出、

過疎化をはじめ、後継者不足による第一次産業の衰退や、公共事業の急激な減少による失業者の増加等の課題解決のため、観光施策をはじめ最大の地域資源である自然資産を生かした産業の構築に向けたさまざまな取り組みについて説明を受けました。

沖縄市では、「中心市街地活性化と産業振興策」について研修を行い、担当者から、沖縄県下で初めて中心市街地活性化基本計画が認定され、中心市街地活性化に向けた取り組みをはじめ、周辺の町とともに策定した沖縄県中部中央地域雇用創造プラン等による地域の特性を生かした産業振興策等について説明を受けました。

今回の先進事例を参考にして、田辺らしい魅力ある都市景観の形成や地域産業の活性化に向け、さらに提言を行っていききたいと考えています。



文教厚生委員会

●実施日

平成22年7月26日(月)
28日(水)

●視察地

北海道苫小牧市
北海道富良野市
北海道岩見沢市

●出席委員(8名)

◎久保隆一 ○真砂みよ子
谷口和樹 小川浩樹
塚 寿雄 松下泰子
棒引昭治 宮本正信

◎委員長 ○副委員長



苫小牧市では、「053(ゼロごみ)大作戦」「eco(エコ)ライフ大作戦」について研修を行いました。

ごみの減量とリサイクルを推進し、環境保全運動、CO2削減モニターやもったいない運動の取り組みなど、併せて八十八の事業を行って環境施策を市民にアピールしています。市民に費用負担を求める前に、まず行動ということから、事業に大作戦という冠をつけ、一つの事業を一年間集中して、まちぐるみで行うことで、一人一人の行動

が重要となる「ごみ減量」「エコ意識」が市民に徐々に浸透し、目標が達成できたようです。

富良野市では、堆肥・固形燃料のリサイクルについて研修を行い、富良野市リサイクルセンターと富良野広域連合環境衛生センターを施設見学しました。

「燃やさない・埋めない」を基本理念に、徹底したゴミ分別を行い、リサイクルに力を入れた取り組みで、生ごみから堆肥、燃えるごみから固形燃料を生産することにより、焼却処理や埋め立て処分をできる限り削減し

た地域環境にやさしいリサイクルをおこなっており、九十三%というリサイクル率を誇る、資源循環型社会のモデルケースとして注目されています。この取り組みは、市民はゴミ分別に協力し、ゴミ処理費用は行政が負担するというもので、施設を整備、稼働させることだけでなく、徹底したごみ分別があつてこそ成り立つもので、市民や町内会の意識の高さに成功の要因があると感じました。

岩見沢市では、学校給食の取り組みについて研修を行いました。

岩見沢市は食材の地産地消に意欲的に取り組んでおり、米や小麦、野菜、豚肉など地元産の食材は五十%を超えています。また、農家や農業高校の生徒による授業や栄養教諭の熱心な指導を行い、子供たちの食育に取り組んでいます。このほか、中学校の学校選択制度についても研修を行いました。

この事例研修を生かし、今後のまちづくりに活かせるよう取り組みでいききたいと考えています。



議会活動日誌

本会議

- 9月 7日 (1日目) 議案の提案説明
- 16日 (2日目) 一般質問 (4人)
- 17日 (3日目) 一般質問 (4人)
追加議案の提案説明 (各種決算ほか)
- 21日 (4日目) 一般質問 (4人)
議案に対する質疑及び付託
- 30日 (5日目) 追加議案の提案説明
議案に対する質疑及び付託
付託議案に係る委員長報告・議案審議



委員会

- 7月22日 議会運営委員会 (議会改革について)
- 9月 1日 議会運営委員会 (9月定例会運営について)
- 7日 国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会
(国体に向けた施設整備等の工程についてなど)
- 16日 総務企画委員会 (訴訟結果の報告について)
- 17日 議会運営委員会 (9月定例会運営について)
- 21日 高速道路及び国道バイパス促進特別委員会 (近畿自動車道紀勢線の進捗についてなど)
- 22日 産業建設委員会 (付託議案審査について)
文教厚生委員会 (付託議案審査について)
- 24日 総務企画委員会 (付託議案審査について)
- 30日 議会運営委員会 (最終日の日程等について)
総務企画委員会 (委員長報告について)
産業建設委員会 (委員長報告について)
文教厚生委員会 (委員長報告について)
国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会
(閉会中の継続審査又は調査の申し出について)

議会を傍聴してみませんか？

市議会は年4回(3月・6月・9月・12月)定例会を開催しています。
議会では市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。
市政を知る良い機会として、お気軽に足を運んでみませんか。



次回は 12月定例会 の予定です。

次回の「市議会だより」は
2月号
(12月定例会の報告)
です。

議会日程の詳細や議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問がありましたら、次までご連絡ください。

ホームページでは、議会の情報や会議録をご覧いただけるほか、声の議会だよりもご利用いただけます。



【連絡先】

田辺市議会事務局

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-26-9940 (直)

FAX 0739-25-5579

E-mail: gikai@city.tanabe.lg.jp

http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/

市議会だより